汚染の予防・廃棄物管理

汚染防止の取り組み ＋ 化学物質の適正な管理 ＋ 廃棄物の適正な管理 ＋
土壌および地下水の汚染の防止 ＋

汚染防止の取り組み

当社製品の環境負荷は、主に生産時に起きます。国内の製造プロセス等で使われる化学物質で、環境汚染を引き起こす可能性がある物質を管理対象としては、PRTR[注1]制度による、その排出・移行量を把握する法令などがあります。当社は、当社工場内で使用する化学物質を管理対象に指定し、排出・移行量を把握しています。加えて、当社工場内での化学物質で、特に有害物質（PFAS）に指定される化学物質に対しては、自主基準を設定し、管理基準の設定と、排出・移行量を把握しています。

当社は、ここ10年間、PRTR制度による、上位化学物質管理対象物質や「物質管理指定物質等」[注2]として管理されていますが、使用量の増加傾向等は、より一層の改善をもって管理されています。日本の環境基本法に、1次汚染、2次汚染、3次汚染、4次汚染、5次汚染、6次汚染、7次汚染によって、人の健康および生活環境への影響を、未然に防ぐ様にと定められています。当社では法定または自主基準に従い、事前によって未然防止の観点から管理しており、国は、事業活動に起因する有害物質の環境汚染を防止し、原子炉法、労働安全衛生法、消防法、廃棄物処理法、毒劇物取締法、麻薬取締法、薬事法、高圧ガス保安法、火薬類取締法、大気汚染防止法、水質汚濃防止法、騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法、土壌汚染対策法、ダイオキシン類対策特別措置法、PCB特別措置法、ガス事業法、電気事業法、ガス事業法、電気事業法、ガス事業法、電気事業